

臨時福祉給付金（経済対策分） 3月から受け付け開始

▼制度の趣旨

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人へ、消費の下支えを図るため、平成26・27・28年度とそれぞれ実施してきました。

今回は、消費税率引き上げ（8%→10%）が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半を一括して支給するものです。

▼対象者

今年度（平成28年度）の臨時福祉給付金の支給対象者

- ・平成28年1月1日現在で市の住民基本台帳に記録されている人
 - ・平成28年度分の市民税が課税されていない人
- ※ただし、課税されている人の扶養親族、生活保護制度の被保護者は対象外です

▼支給額

対象者1人につき1万5千円

▼申請書の送付・申請方法

対象になると思われる人の世帯へ3月上旬に申請書を郵送する予定です。申請方法は、返信用封筒による郵送や、窓口で受け付けします。詳しくは、3月1日号の市報や市ホームページでお知らせします。

○配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

給付対象となる人のうち、事情により住民登録を村上市に移すことができない状況にある人は、申し出により一定の要件に当てはまれば村上市で給付金の支給申請ができるようになります。具体的な申し出方法や要件については、お問い合わせください。

●問い合わせ

福祉課福祉政策室（給付金窓口）
☎53・3797（直通）

就学関係のお知らせ

①就学援助制度の申請を受け付けます

小・中学生がいる経済的にお困りの家庭を対象に学用品費や給食費などの援助をしています。平成29年度の申請を受け付けますので、希望する世帯は申請してください。

なお、今まで援助を受けていた世帯も新たに申請が必要です。

■認定基準

経済的にお困りの家庭で、平成28年度の世帯の所得が、市が定める基準額以下の世帯。

■申請に必要な書類

- ①就学援助費申請書
- ②申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証など）
- ③申請者（保護者）の個人番号確認書類（個人番号カード・通知カードなど）

■申請方法

必要書類を準備の上、学校教育課または各地区教育事務所に提出してください。

さじ。

申請書は各学校・学校教育課または各地区教育事務所に備え付けています。また、市ホームページ「トップページ」のライフインデックス「入園入学」からもダウンロードできます。

■申請期限

3月31日（金）

■その他

詳しくは、児童・生徒に配布するお知らせをご覧ください。

②就学指定校の変更を希望する場合は

市では、住所により就学指定校を指定していますが、家庭の事情など相当な理由がある場合には、指定校（通学）の変更を認めています。希望する場合は、申し立てが必要になりますので、ご相談ください。

●問い合わせ

学校教育課教育総務室
☎72・68882